

# TOKIWA LAW OFFICE

常磐法律事務所

GIVERS gain

2016 SPRING

vol. 4



# 法律顧問契約という選択

現在、当事務所は18社の顧問契約をして頂いております。業務も様々であり、担当弁護士がそれぞれどのような対応をしているのかを話してもらいました。



**常磐** 損害保険会社との相談・依頼で気を付けている点は何がありますか。

**橋本** 損害保険会社との関係では、依頼者の方は保険契約者ですが、実際にお金を払うのは損保会社ということになります。

事件解決のために関わる関係者が多いということですので、ご要望に応えられるよう、また意思疎通に齟齬が生じないように、こまめな連絡を心がけています。

**渡辺** メーカー系の会社では、どのような相談があるのでしょうか。

**常磐** メーカーですと、下請法に関する問題が生じることがあります。

私は会社に出向いて下請法の講演を行っています。

**渡辺** 下請法違反など中小企業

る人材紹介会社もありますね。派遣業法など、労働関係に関する相談を受けています。

**徳田** 装飾品の輸入総代理をしている会社との関係では、契約書作成等を行わせて頂いています。

その際にも、一般的な契約書案を作るのではなく、社長のお考えが体現されたものになるよう、何度も打合せをしながら、作成しています。

**渡辺** 本当に様々な業種があるので、相談や事件自体も多岐にわたります。

売買契約などの2者間での契約ばかりでなく、3社間の契

**佐藤** IT系や飲食系、アパレル関連の顧問先もありますね。

**渡辺** 本当に様々な業種があるので、相談や事件自体も多岐にわたります。

売買契約などの2者間での契約ばかりでなく、3社間の契

リスクの一つですし、経営者の方にはぜひ注意して頂きたいたい点ですね。

**橋本** 風力発電の合同会社もあります。近年はインフラ系のビジネスがやはり増加していますね。

事件解決のために関わる関係者が多いということですので、ご要望に応えられるよう、また意思疎通に齟齬が生じないように、こまめな連絡を心がけています。

**渡辺** メーカー系の会社では、どのような相談があるのでしょうか。

**常磐** メーカーですと、下請法に関する問題が生じることがあります。

私は会社に出向いて下請法の講演を行っています。

**渡辺** 下請法違反など中小企業

約で業務システムが構築されている場合もあり、検討しがいがあります。

そのような場合に法的な意見を述べられるのはまさに弁護士ならでは、ということでしょうか。

不動産に関する相談・依頼も受けたことがあります。

**渡辺** 会社所有の不動産に関する依頼や、飲食業の店舗明渡しに関する依頼を顧問会社から受けたことがあります。

直接業務に関連する以外でも、法的紛争が生じる際にはご相談して頂いています。

**佐藤** やはり、会社の業務や業界に関する知識を前提にして、リーガルサービスを提供できると言う点で、顧問会社の相談と通常の法律相談とは異なりますね。

そうですね。話を一から聞いていくわけではないので、相談に対してより早いレスポンスが可能となります。

もちろんそのためには、我々も業務システム、各業界の動向や新しいビジネスの動きを、各種法令の規制がどうなっているか

談がありますか？

**橋本** 売掛金の回収や労働関係の相談・依頼がありますね。

契約を口頭で済ませる慣習から契約書を作らず、後日トラブルになってしまうことがよく見受けられます。

**渡辺** 確かに、そのような話はよく聞きます。

基本契約書はあっても、個別の契約は発注の電話とメモですませてしまったり……

**常磐** 契約に関して紛争が生じた場合には、やはり書面が重要な証拠となります。

**徳田** 基本契約書はあっても、個別の契約は発注の電話とメモですませてしまったり……

そのような業界の慣習と法的観点との齟齬をご指摘させて頂き、紛争を予防するというのも顧問弁護士の重要な仕事だと考えております。

そのような場合に法的な意見を述べられるのはまさに弁護士ならでは、ということでしょうか。

不動産に関する相談・依頼も受けたことがあります。

**渡辺** 会社所有の不動産に関する依頼や、飲食業の店舗明渡しに関する依頼を顧問会社から受けたことがあります。

直接業務に関連する以外でも、法的紛争が生じる際にはご相談して頂いています。

**佐藤** やはり、会社の業務や業界に関する知識を前提にして、リーガルサービスを提供できると言う点で、顧問会社の相談と通常の法律相談とは異なりますね。

そうですね。話を一から聞いていくわけではないので、相談に対してより早いレスポンスが可能となります。

もちろんそのためには、我々も業務システム、各業界の動向や新しいビジネスの動きを、各種法令の規制がどうなっているか

法律顧問契約

法人様 月5万円(税込)



# 良質な法曹を 生み出す

— 法曹の教育活動 —

## 横浜国立大学での 教鞭活動について

現在、当事務所の代表である常磐弁護士は、神奈川県弁護士会（旧横浜弁護士会）からの推薦により、現在、横浜国立大学法科大学院の客員教授として教鞭を取っています。

常磐弁護士は、同大学経済学部の出身者で、母校に設立された法科大学院ということもあって、後進の指導にあたっています。

夏期に集中して行われる民事模擬裁判・外部での2日間に及ぶ法律相談の実施・1週間に渡る外部の弁護士事務所での研修（ローヤリング）に加え、民事実務演習という実際の裁判に近い授業をすべて担当しています。これらはいずれも学生にとっては新鮮なようで、皆熱心に授業を受けてくれています。

また、当事務所からは、常磐弁護士のほかに橋本弁護士も、弁護士会からの推薦で、同法科大学院の非常勤講師として学習支援に当たっています。渡辺衛弁護士も、休日には、受験生の要請に応じて個別指導を行っています。橋本弁護士や渡辺弁

護士は、同大学法科大学院の出身者であり、学生たちは後輩にあります。

当事務所のポリシーとして、リーガルサービスの均質化、法曹需要の創設を掲げているが、良質な法曹を生み出していくこともそうした理念の一環です。今後も、当事務所の活動のひとつとして、法曹の教育に貢献していきたいと考えています。



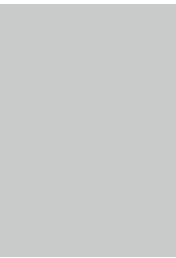


## 注目の判例

### 著しく不公正な方法による募集株式の発行等

仙台地裁平成26年3月26日決定

(株)京王ズホールディングズが、(株)ノジマに対し、業務資本提携契約書兼株式総数引受契約書を締結して第三者割当増資(新株発行)をしたところ、既存の大株主である(株)光通信らが、本件新株発行は、京王ズホールディングズの現経営陣が光通信らの影響力を排除し自己保身を図ることを目的として行われたものであり、「著しく不公正な方法」による新株の発行に該当する旨主張して、差止めを求めた事案。



徳田 光子 弁護士

#### [ 決定要旨 ]

- ・本件新株発行は「著しく不公正な方法」によるとはいえない。
- ・京王ズホールディングズが予定するノジマとの業務資本提携の内容等が京王ズホールディングズの現経営陣の地位確保に直結するものではなく、本件新株発行が資金調達及び新たな事業パートナーの必要性等に裏付けられた一つの経営判断といい得ることからすると、直ちに、本件新株発行を、京王ズホールディングズの現経営陣が大株主である光通信らの影響力を排除し自己保身を図ることを目的としたものと断することはできない。

#### 解説

当該株式の発行が著しく不公正な方法により行われる場合、株主は株式会社に対し募集株式の発行をやめることを請求できます(会社法210条第2号)。

会社の支配権が争われている中で、既存株主の持株比率に重大な影響を及ぼす新株発行が行われる場合、裁判所は、その新株発行が、特定の株主の持株比率を低下させ現経営陣の支配権を維持することを主要な目的としてされたものであるときは、「著しく不公正な方法」による発行にあたるとしてきました(主要目的ルール)。

本決定も、従来の裁判例と同じ枠組みで判断したもので、事業上のパートナーを得るために手段としての性質が、資金調達手段としての性質と同等か、それ以上に強く現れている本件新株発行について、従来の裁判例と同様の判断基準が用いられたことが注目されます。

#### ◆ 参考文献

・松尾健一「会社支配権の異動を生じさせる募集株式の発行と不公正発行」ジャーリスト1479号(重要判例解説平成26年度)99頁